

さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住者の住宅の賃借に係る費用の一部を助成することにより、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、移住者に対し、さぬき市移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 香川県外で3年以上居住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって転入し、本市に住民票の登録がある者をいう。
- (2) 定住 転入後、市内に永住し、又は相当期間生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第4号に規定する住宅をいう。
- (4) 家賃 住宅の賃貸借契約で定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）の月額をいう。
- (5) 初期費用 住宅の賃貸借契約締結に関して要した礼金、手数料及び保証料の合計額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 平成28年1月1日以降に本市へ転入し、住民票の登録があること。
- (2) 本市に定住する意思があること。
- (3) 単身世帯の場合は、転入日現在において年齢が40歳未満であること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護受給世帯又は他の公的家賃補助を受けていないこと。
- (5) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (6) 補助対象者が属する世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）に規則第5条第2項各号に掲げる者、総会屋（企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）又はこれらに準ず

る者がいないこと。

(7) 世帯構成員に県税及び市税の滞納がないこと。

(8) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としない。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、補助対象者本人が契約者となり、移住に際し新たに賃借する住宅とする。ただし、次に掲げる住宅を除く。

(1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、雇用促進住宅、社宅及び社員寮

(2) 世帯構成員の3親等内の親族が経営する賃貸住宅

(補助金の種類等)

第5条 補助金の種類、額及び交付の要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請手続等)

第6条 補助金の交付申請から交付までの手続のうち、規則第13条の規定により、市長が別に定める手続は、次条から第12条までに定めるところによる。

(交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類を添えて、移住促進家賃等補助金交付申請書(様式第1号)により行わなければならない。

(1) 住民票謄本(続柄が記載されたもの)

(2) 戸籍の附票(日本国籍を有する場合)

(3) 住宅の賃貸借契約書の写し

(4) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる資料の写し

(5) 移住促進家賃等補助金誓約書(様式第2号)

(6) 世帯構成員に県税及び市税の滞納が無いことを証明する書類

(7) 住宅手当等(事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額)の額が確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第3条各号に掲げる要件を満たした日から3か月以内に行わなければならない。

(交付の決定等)

第8条 規則第5条第3項の規定による通知は、移住促進家賃等補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第5条第4項の規定による交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする

る。

- (1) 規則及びこの要綱(次号において「交付要綱等」という。)の規定に従うこと。
- (2) 補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。
- (3) その他市長が必要と認める条件

3 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、移住促進家賃等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 規則第9条第1号の規定による承認を受ける手続は、移住促進家賃等補助金変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、行わなければならない。

2 規則第9条第2項において準用する規則第5条第3項の規定による通知は、移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条に規定する実績報告は、次の各号に掲げる家賃又は初期費用の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、関係書類を添えて、移住促進家賃等補助金実績報告書(様式第7号)により行わなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 4月から9月までの家賃及び当該期間に支払った初期費用 当該期間の属する年度の9月30日まで
- (2) 10月から3月までの家賃及び当該期間に支払った初期費用 当該期間の属する年度の3月31日まで

(額の確定)

第11条 規則第11条に規定する補助金の額の確定の通知は、移住促進家賃等補助金の額の確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 規則第12条第1項に規定する補助金の交付の請求は、移住促進家賃等補助金交付請求書(様式第9号)により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 規則第14条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消すときは、移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、規則第14条の規定による補助金の交付の決定の取消し又は補助金の返還により補助金の交付の決定を受けた者に損害が生じることがあってもその賠

償の責めを負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	補助金の額	交付の要件
住宅家賃補助金	家賃から住宅手当等を差し引いた額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と2万円とを比較していずれか少ない額	転入した日の属する月の翌月（平成28年2月29日以前に転入した場合は、平成28年4月）から起算して24か月目までの家賃を対象とする。
住宅初期費用補助金	初期費用の合計額からこれらの額に係る事業主が従業員に対して支給する手当を差し引いた額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と6万円とを比較していずれか少ない額	交付は、1回に限る。

さぬき市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

移住促進家賃等補助金交付申請書

年度移住促進家賃等補助金の交付を受けたいので、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請の審査を受けるに当たり、市が世帯構成員の市税等の納付状況を調査することを承諾します。

1 交付申請額	賃貸住宅家賃 () 円① 賃貸住宅契約時に係る費用 () 円② 合計 (①+②) () 円
2 賃貸住宅家賃	種類：アパート・一戸建借家・その他 () (1か月の家賃 () 円－住宅手当等 () 円) $\times 1/2 = ()$ 円③ ③と 20,000 円とを比較していずれか少ない額 () 円 ※1,000 円未満切捨て
3 賃貸住宅契約時に係る費用	礼金 () 円 不動産取引手数料 () 円 保証料 () 円 合計 () 円－住宅手当等 () 円 $\times 1/2 = ()$ 円④ ④と 60,000 円とを比較していずれか少ない額 () 円 ※1,000 円未満切捨て
4 転入前の状況	前住所 〒 年 月～ 年 月まで在住
5 転入年月日	年 月 日
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票謄本（続柄が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 申請者の戸籍の附票（※日本国籍を有する場合） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる資料の写し <input type="checkbox"/> 移住促進家賃等補助金誓約書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 世帯構成員に県税及び市税の滞納が無いことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 勤務先の名称及び連絡先が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

年 月 日

さぬき市長 殿

（申請者）住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

移住促進家賃等補助金誓約書

私は、 年度移住促進家賃等補助金の申請に当たり、次の事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる全ての要件及びさぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第4条に規定する補助対象住宅要件を満たしています。
- 2 交付決定後の事情の変更によりさぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに市に申し出ます。

また、さぬき市補助金等交付規則第14条第2項の規定に基づく返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金を返還します。

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日

様

さぬき市長



移住促進家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、年度移住促進家賃等補助金について、次のとおり交付することを決定したので、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙のとおりとする。

- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
 - ・住宅家賃補助金 月額 千円
 - ・住宅初期費用補助金 千円

- 3 補助金の交付条件

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



移住促進家賃等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度移住促進家賃等補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

交付しないことを決定した理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

移住促進家賃等補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度移住促進家賃等補助金について、内容を一部変更する必要があるので、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容	
2 変更を必要とする理由	
3 交付決定額	円
4 変更後の交付申請額	円
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更前の住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 変更後の住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> その他変更の内容が分かる資料 ()

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度移住促進家賃等補助金については、次のとおり変更承認し、交付することとしたので、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は
変更承認申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は 金 千円とする。
(本変更承認前の交付決定額 金 千円)

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

（申請者）住 所

氏 名

㊟

電話番号

移住促進家賃等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度
移住促進家賃等補助金について、家賃等の支払いが完了しましたので、さぬき市
移住促進家賃等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定期間	年 月 ～ 年 月
実績報告期間	年 月 ～ 年 月
家賃	円
初期費用	円
合計	円

（注） 家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写しその他関係
書類を添付すること。

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



移住促進家賃等補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度移住促進家賃等補助金の額を、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。
 - ・住宅家賃補助金（ 年 月～ 年 月分）金 千円
 - ・住宅初期費用補助金 金 千円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

移住促進家賃等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度移住促進家賃等補助金の交付を受けたいので、さぬき市移住促進家賃等
補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 千円

2 内訳

- ・住宅家賃補助金 金 千円
- ・住宅初期費用補助金 金 千円

3 振込指定口座

金融機関名	銀行・信金 労金・信組 農協・漁協	本店 支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年
度移住促進家賃等補助金について、次のとおり取り消します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由